

平成24年度建設部都市計画課執行目標設定表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	目標を進行させる計画 (スケジュール)	総合計画（基本計画）、施政方針や行革行動計画の位置づけ
1	<p>地区計画道路整備の推進</p> <p>山城地域において、都市計画決定されている地区計画には、地区計画道路が定められている。</p> <p>この道路は、建設課において、事業化し整備する方針としているが、道路整備時期が未確定であることから、建築確認等の事前協議の際に、都市計画課から道路拡幅を指導し、事業化の際に道路整備をする旨の説明をするに留まっていた。</p> <p>このような状況の中、道路拡幅部分の用地の寄附要請もあることから、既に実施済の狭隘道路整備事業と同等の制度（H24・4・1施行）が出来た。</p> <p>これにより、今後は、用地買収費を軽減し、安心・安全な住みやすいまちづくりが推進出来る。</p>	<p>完成した道路延長が、進捗率となる。</p> <p>本年度は、上狛的場地区の地区計画道路（C道路）の完成を目指すとともに、D・E道路についても、整備促進のため、寄附による用地確保に努める。</p>	<p>【C道路】＜予定スケジュール＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4～5月：用地確保（寄附・登記） ・ 7月頃：測量設計発注 ・ 11月頃：工事着手 <p>【D・E道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随時、寄附による用地確保に努める。 	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>5(1)①地域間循環道路の整備</p> <p>5(1)①地域内生活道路網の整備</p>

2	<p>緑の基本計画の策定</p> <p>21世紀初頭までに緑豊かな生活環境を形成することを目指し、緑の保全、創出、活用にかかわる施策の基本方向と、目標を明確にし、これらを総合的に実施するため、国が平成6年7月に「緑の政策大綱」を策定した。</p> <p>「緑の基本計画」は、この政策大綱に基づき、各地方公共団体が策定することになっている。</p> <p>しかしながら、現在、本市には旧町ごとに策定された「緑の基本計画」を有するものの、計画策定から10年以上経過していることや、合併による統一した計画とする必要性があることから、今回、見直しを図るものである。これにより、計画的に公園を配置し、公共施設等の緑化を推進することで、市街地における緑の確保等を進めるものである。</p>	<p>計画策定期間を2ヶ年とする。</p> <p>1年目：調査、検討</p> <p>2年目：中間案、パブリックコメントの実施、計画策定</p>	同左	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>6(1)②公園、緑地等の整備</p> <p>○施政方針</p> <p>4-5-2 緑のマスタープランの策定</p>
---	---	---	----	---

<p>3</p>	<p>木津城址公園への桜の植樹</p> <p>現在整備を進めている木津城址公園において、合併5周年を記念するとともに、人々が集う公園の美観や景観を高め、本市の新たな名所を創造するため、桜の植樹を行う。</p> <p>植樹にあたっては、近隣住民や近隣保育園の児童等に参加いただき、自ら植えた苗木に愛着を持っていただき、末永く見守っていただくことを目指す。</p>	<p>木津城址公園に桜の苗木の植樹を行う。</p> <p>苗木の申込時期：5月</p> <p>※(財)日本さくらの会に苗木の申込を行う。</p> <p>植樹の時期：平成25年2月を予定</p> <p>※苗木の育成の関係から、植える時期が限定されており、(財)日本さくらの会から苗木の提供を受ける時期も2月頃のため、この時期に行うこととする。</p>	<p>同左</p>	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>6(1)②公園、緑地等の整備</p>
<p>4</p>	<p>木津駅前土地区画整理事業完了式典開催</p> <p>平成10年9月に事業認可され、平成24年3月23日に換地処分公告を行い、翌日から新しい土地形態が従前の土地とみなされることから、土地区画整理事業では、権利の終局的確定処分となり、事業収束の節目となります。</p>	<p>式典開催と事業誌・パンフレットの発行</p> <p>夏から秋頃開催</p> <p>事業誌を作成し、写真等により事業の変遷をみていただくことにより、都市基盤の整備が発信できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員等に感謝状・記念品贈呈 ・事業誌・パンフレット印刷製本 	<p>同左</p>	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>5(3)②中心都市拠点の整備促進</p>

5	<p>学研木津北・東地区の土地利用計画実現に向けた取組み</p> <p>平成24年2月に策定された「木津川市学研木津北・東地区土地利用計画」の実現に向けた取組みを進めて行く。</p>	<p>学研木津北・東地区の土地利用計画を実現するには、長期に亘る期間が必要である。</p> <p>今年度においては、北地区について、下記の取組みを行う。</p> <p>①環境調和型研究開発ゾーンと里山の維持再生ゾーン間の明確化（測量・立会による明示）を図る。</p> <p>②UR都市機構が所有する用地に関する協議を進める。</p>	<p>①12月完了を目指す。</p> <p>②今年度内に協議を完了する。</p>	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>5(3)③学研都市の整備促進</p> <p>○木津川市学研木津北・東地区土地利用計画</p>
---	--	--	--	--